

監査報告書

岡山県動物救護本部長
(岡山県保健福祉部長)
中谷 祐貴子 殿


岡山県動物救護本部設置要領（平成27年3月26日施行。以下「要領」という。）第9条第1項に基づき、要領第5条第1項により公益社団法人 岡山県獣医師会において運営した緊急災害時動物救済基金について、監査資料、管理状況報告、出納帳及び基金管理通帳等を監査した結果、適正に処理、記載されていると認めます。

以上

令和元年9月5日

監事 岡山市保健福祉局保健福祉部

保健管理課生活衛生担当課長

植田浩明 

監事 公益財団法人 岡山県動物愛護財団

事務局長

國近寛康 